



毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

「パラリンピック」開催に向けて

2020年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。とりわけパラリンピック競技大会は、「共生社会」の実現に向けて施策を進め、人々の意識を高める絶好の機会です。この機にあたって国は、様々な障がい者団体等の参画を得て、会合を重ね、昨年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定しました。この「行動計画」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、政府全体で「心のバリアフリー」に取り組むことを掲げています。

行動の一つとして、選手や多くの観客が日本を訪れることが予想される中、国土交通省は、交通モードごとの特性や様々な障がいの特性等に対応した「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しました。これは、バスや鉄道などの交通事業者による一定の水準の接遇を確保し、高齢者や障がい者等の移動等の円滑化を目的としています。このガイドラインは交通事業各社が自社の接遇マニュアルを作成・改定する際に指針となるものであり、これにより、高齢者や障がい者等の移動等の円滑化が推進されることを期待しています。

オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、それぞれに関係する人たちが、その成功に向けてすでに動き出しています。しかし、本当の成功は、選手の活躍もさることながら、それを支えようとする社会、それは、一人ひとりの「意識」や「行動」そして、日本を訪れた選手や観客が「日本でオリンピック・パラリンピックを開催できて良かった！！」と思っただけのことではないでしょうか？このことが、真に日本が国際社会の仲間入りを果たした事にもつながります。

パラリンピック開催に先立ち、2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とあります。

「このような法律が制定されたから、障害の有無に関わらず、分け隔てなく接しないと法律違反になる」からではなく、「ガイドラインや法律に関係なく、お互いを尊重できる社会の実現」を目指しませんか？

一人ひとりの行動は小さくても、みんなが行えば、それは大きな力となり、社会を変えることにもつながります。

オリンピック・パラリンピックの開催まで、あと2年足らずです。「心のバリアフリー」が実現した社会での開催ができることを望みます。



宇陀市人権啓発活動推進本部

※この啓発ピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147 または jinken@city.udajg.jp